

特 72

35

子爵福相出羽若生書
男爵守子有柳書問

禮節問答

東京

八尾版

301577-001-3

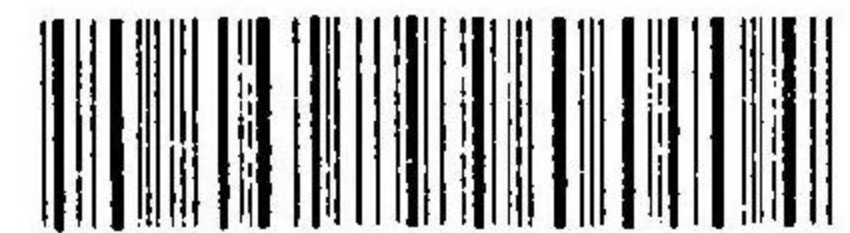
特72-35

礼節問答

野村伝四郎/編

M27.4

AAE-0001



子晉福初出影先民居
男爵亦字方印東洞

油印問答

東東

八
版

特
35

緒言

國家一日も禮なかるべからず、夷狄に之くと雖も亦これあり、只其大小輕重高卑の差等あるがゆゑに、文野の別おのづから岐るゝあるのみ、夫れ然り、然らば則ち禮のこと豈忽諸に付すべけんや、宜しく其大なるもの、高尚なるものを採りて、國家の品位を上昇し、以て文質彬彬の世たらしめんことを計るは、これ何れの邦、何れの世と雖も、最も努めざるべからざるのことなり、顧ふに我が日本の今日、王政古に復し、文明日々にますく、漸むの世、百事姑息の陋習を蟬脱し、大いに國威を張らざるべからざるの時に方り、かく國家の体面上偉大の關



係ある所の禮節、蓋し今日のまゝにて可なりとすべきか、はた將來に向ひて如何ある革新をか望まんとする、これ目下大いに究むべきの問題なりとす、男爵金子有卿君意を此に注がれ、一日禮の大用につき、子爵福羽美靜先生の意見を問ふ、先生すなはち平生懷抱する所の一端を以て答へらる、本書即ち其問答にして、平野勝巳氏の速記せしものなり、固より一場の談話、事の詳悉なるを望むべきにあらずと雖も、少か思ふ所あるを以て、こゝに先生の許諾を經、敢て之を世に公にしぬ、苟も志を國家の上に致すもの、殊に身を學校教育に委するものは、必ず一瞥の勞を執り、而して更に大いに討究す

の資となすあらば、國家のため幸甚しといふべきなり、

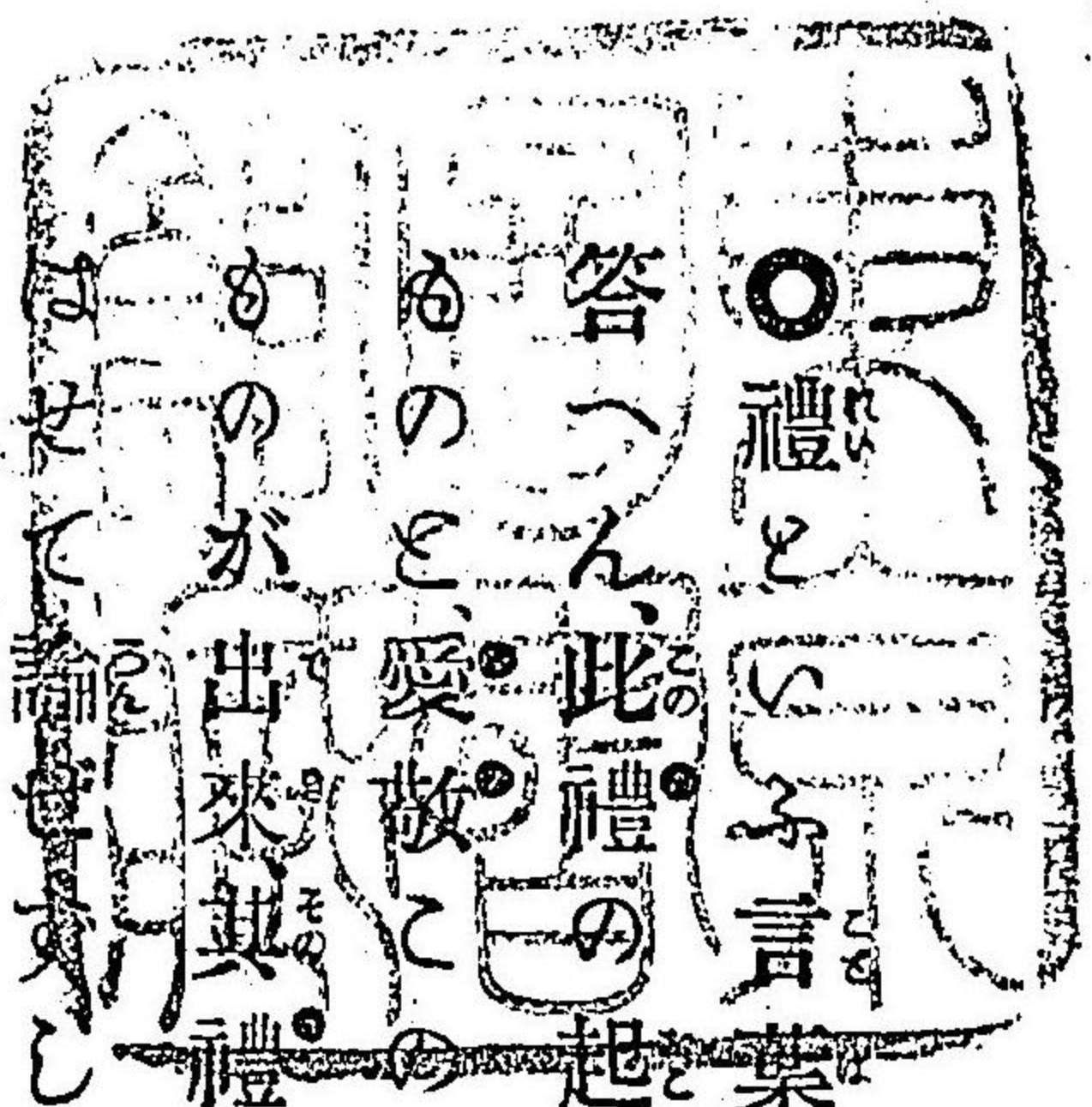
明治二十七年二月

野村傳四郎しるす

禮節問答

子爵福羽美靜先生答

男爵金子有卿君問



○禮といふ言葉につきて、君の問ふ所あるにより、之に答へん此禮の起る所はもと愛といふものと敬といふものとの愛敬この二つが集まりて、おのづから禮といふものが出来其禮に次ぎて樂といふものがある、之を合はせて論ずるはかなはぬものであるから、先づ禮を主として、敬の意と愛の意と樂の意とを合せて述べやうと考へます、即ち禮の本敬、敬は何によりて起るか

二
といへば、我が心の切なる所より起りて、其敬を盡さなければならぬ、若し事あり、其敬を盡すといふ度に適ふ所を禮と稱すので、又心に之を切に愛するといふ所がありて、其切に愛するといふのを、道にかなへて、心に餘す所なき行ひをなすのを、合せて禮といふ、即ち敬と愛とを合せて行ふ容ち、禮に當る禮には必ず其樂とみに添ふ所がある、其樂しみに應ずる所の、樂と申すものを添へずしては、敬禮の本意に當らぬ譯で、自ら起る所、樂といふものが又附屬する道理であります、即ち禮は敬に當り、愛の情より起るといふ譯を、事の現はるゝ上から申せば、一つの譬喩を取りて申さなければならぬが、

人の切なると申すものは、若し爰に國の君たる者が我が率ゐる居る國、我が率ゐる居る麾下の爲に若し寇する所の人があれば、之を滅ぼして、我が愛する所の者の立行く道理に致すわけ、即ち申さば、國と國との愛の争と申す譯である、若し國と國との争に、國君が我が手に代はる所の大將を選びて、其寇する國を討たしめて、我が率ゐる居る所の國の満足を得やうとする、其意の如く、寇を滅ぼし、其國を安全に致す所の大將がありて、此大將が、兵を率ゐるて、此國に代はるといふ場合に、其時に國の君たる、主たる人が、其大將の爲す所を悦び、我が思ふ所を遂げ得たる満足の心を以て、其大將に與へさ

四
るを得ず、其満足の心を與ふる時に、如何にして與ふる
かなれば、心の切なる所の容を爲して、申さば其大將の
手を取り、其大將の身体に抱き付きて行き、我が意の如
く、功を成と得て、或は悦び、或は泣き、或は其心を我が心
の愛と合せて爲さざれば得ず、其爲す所の態度輕薄に
あらず、爲す所の道を得て、即ち禮を起すものでありて
又其大將たる人は、かくの如く報いらるゝ所のものを、
如何にぞ悦ばむ、如何にぞ報せんとするには、相
當の態度をして、我が功は功、君の恩は君の恩と、かくの
如く待遇をせらるゝ所に報ゆる禮を行はざれば得ざ
るものとす、これすなはち切に思ふ所上にあり、下にあ

り、この切に思ふゆゑに、態度を禮に適ふ如くになまて、
禮の起りとす、今一つ言はん、すなはち男女性を異に
とながら、遂に其心を同じうして、或は家を興し、或は事
を起すに、其第一の構をなす所の夫婦の禮、夫婦は愛に
あたり、敬にあたる、之を以て禮を起すものとす、斯の如
き禮は物により、品によりて起ることながら、合せて之
を論ずれば、心の極度を態にあらはすもの、禮と稱すべ
きものである、それから段々に物にあたり、事によりて
禮の少部分を論じ出だせば、物と物と交はるに必ず道
あり、人と人と交はるに必ず道あり、此道すなはち道を
以てせざれば、事いやとくも其度に適はざることは、君

臣、父子、夫婦、朋友、悉く禮に依らざれば、適はざるの道があるの、其禮は、前ふ述べたる如く、上と下と心を合せて、互に誠の心を表せんとするときには、上下の禮をなすべく、朋友心を合せて交はりて、何事にせよ、益を得んとするときには、皆禮に依らざるを得ざることである。其成行きを又論するときには、先づ人と人と交はる上につきて、其目的とする人の、懇篤なる心をして、我よりも其懇篤なる態度をあらはし、其心を何物にかあて、之をあらはし、其目的たる人に、心を得させんとするときには、必ず其行をなさざるを得ず、先づ向ふに、主人たる男子と、主人たる女子と、夫婦二人あらん、其時其主たる

男子は何を以てか、我が心の懇篤なるを表せんとするときには、其主たる男子の、最も愛し最も重んずる所のものを、先づ之を敬愛して對ふ所の人の意に、我が意を告げしめんとす、其時は必ず其男子の次座におかすとす、所の女子を、此方よりは尊び重んじて、其次座を敬慕して、全く其上座の如くに之を崇めて、遂に我が心は其人をして満足をさせしむる場合までも、容を爲す、此時に於て、彼の方なる男子女子は、忽ち座を左右に換ふる如き有様となるべし、これ我が心を表して禮に報ずるの餘りより起る禮なり、若しこれ此時他より見ることもならは、男女前後をかへたる有様となりて、其末を思へ

は位置を異にし、其本を思へば、互に心を表するの餘り
より、斯の如くなりたりとすべきなり、今一つ斯の如き
場合を述べんに、若し一人の人と、其隣れむべき所の幼
少なる兒輩を携ふることあらん、此時その對ふ所の人
へ、我が心の懇篤を盡さんとするときは、其携へて居る
所の年少き人を、また之を愛敬として、其年少き人のいま
だ力弱きを助け、或は其兒輩をして、意を得せしめ、心の
欲することあらば、其心を満足せしむる如く、すなはち
勞り侍いて、遂に其對ふ所に、我が赤心を察する如
くに至るまで之を行ふ、此容ちを見るときには、其弱を
助け、其力なきを隣れむ、これすなはち其懇切を盡すの

情よりして、雙方心の誠を知りあふのが、すなはち禮と
なす、此禮も遙か他より之を見るときは、弱を扶け、力な
きを隣れみて、其容強弱互に宜しきを得るとすること
あるべし、是等ことごとく禮の本とせん、これ皆敬する
心と愛する心と相結びて、禮をなすもの、此禮を盡し盡
して、遂に手を取り、盃を舉げ、或は食を共にし、或は觀覽
物を互に賞し合ふ如き場合に至るときは、又一種之
に換ふるものなくんばあるべからず、天は朗かにして
樹木花あり、眼に遮る所の快樂、加ふるに耳に入る所の
快樂も、またなくんばあるべからず、風の音の麗はとき
も、樂しけれと、人爲の樂と、さを添へずんばあるべから

十
ず、人爲の樂とみすなはち樂といふもの、起りなり、其樂は僅に數人の聽きて之を樂しむの樂あり、又數十人或は數百人千萬人と共に樂しむの樂あらん、小なるを以て樂しむに場合ありと雖も、實は大を樂しむが通常人の欲する所なり、すなはち大に接するの音樂を用ゐざればかなはず、又人と相接すれば必ず禮あり、此禮も少數の人數と禮すると、大數の人數と禮するとは必ず違ひあり、少數の人數を以て禮を行ふに場合あることならば、大數の人數の行ひ得らるゝ禮なくんばあるべからず、又其禮に於ては、少々差別あることなれど、自ら身を安んじて人を敬すると、自ら身を安んせずして人を敬するとの區別あり、もと人は身を安んじ居るを常とす、禮を以て人を敬し愛するときは、身を重うして常より容ちをかふるを本とす、故に禮の本が立つなり、立ちて然る後心の切なるより、拜する式起るなり、其拜する式は、大小の場合に於て輕重差等あるものと知るべし、先づ之を禮の起る所、禮を行ふ所の有様として述ぶる所の譯であります。

(問) 此拜するといふ禮は、西洋でもやることでござい
ますか、或は西洋では起立又は舉手ばかりの禮であり
ますか、

(答) 禮に手を舉ぐるといふことも、屢身を屈し、屢身を

動かして心の深き所を表すための譯であれば場合に
によりて手を挙げ、場合によりて身を伸べ、或は屈する
ことあるべき道理と考ふる、

(問) 西洋で行はれて居る最敬禮といふものは、どうい
ふものですか

(答) 最敬禮に二つあるので、一つの最敬禮は身を屈し
て最敬禮とす、一つの最敬禮は、身体に抱き付いて、心の
切なるを表するより起る所の最敬禮、先づ二つあるか
と考ふる、

(問) 接吻といふことは男女相對しても行ふの例があ
りますか、

(答) 接吻の禮は、前に述ぶる切なる餘りより行ふのを
或は明かに爲すといふ方へ入れずして起るもの、明か
に爲す方に入れ、明かに之を斯の如くして答ふるとい
ふことは悪し、或かしこれ禮の極度とはいふべし、細か
に論ぜずして極度に入るものはこの他推して知るべ
し、

(問) 日本の古代の禮は、やゝ今日の禮と適ひて居るの
でありませうか、尙考ふるに日本中古以來の禮は、支那
の禮が大きに行はれて居るものとおもひますが、全く
日本固有の禮と支那傳來の禮との區別を承りたい、
(答) 日本の固有の禮といふは、日本の歴史の最も古き

に依らざればかなはぬので、しかし其古きに依るとすれば、其實事を盡したる書を傳ふるにあらざれば述べがたし、太古は書なきものでありて、明かに知り得べき道がない、しかし禮といはず、おのづから事にあらはるゝことを各づけて後に禮と之を稱す、其かたちを以て見れば座して居る時は、立つを禮とし、立ちたる後は下に居るを禮とす、これ日本の古法なり、さて漢土の禮を日本に移して、日本で禮を取りたる譯は、禮の一事ばかりを以てしては、未だ足らざる心地あり、もと日本の國體は、寶祚の極りなきは萬世動かすべからざる道、此道を行はんとするには、漢土或は他の各國の有様と必ず

反對なる道理がありて、日本は萬古不朽を皇位において之を動かさざるを尊ぶ上からは、禮文制度は次第次第に進歩して世界極まりなきが、日本の國體でありて、其事よりして稍文明を移せば、漢土の禮を日本に移し、漢土の禮のみにて足らず、印度の禮をも加へ、而して千年以上今日以後に及ぼし、今日漢土印度の禮を加へたるを、或は省き或は縮め、今各國にある所の禮を入るゝも、日本は之を本体として、將來極まりなきものと定まりたる上より論じて、明かなるべきことなり

(問) 日本は從來主人が賓客を待遇するとき、其上位ふある人を上席とし、それから順に客を列べて、主人は

極末席にありて、上位の人よりは、主人は遠かりて居るのを禮として居る、然るに西洋の風を移された唯今の禮は、上位の人と主人とが成るべく接近するを禮としてあります、其理由を一つ御話しをねがひたい、

(答) 日本の古來の禮は、其對ふ所の人に懇切を示すを本とするが故に、上座の人をして、我が心を得せしめんとするときは、遙かに居て何ぞ其心を得せしむることが出來得べきにあらざれば、必ず接近して我が心を通ずるを本としたものである、これ多人數の場合のときに、其事をなと得難い、故に或は末の席に居り、或は其中間に立つ所のこともあらんが、中古漢土の禮を移し

てより、これのれを卑下して客を敬するを本体の如くになし、それより武家の時代となりて最も主人は卑下するの禮を起したる有様である、これの古法に違へるを以て宜しからず、近來西洋の禮入り來りて、却て日本の古來の行ふべき禮の姿を寫し得たるが如し、それゆゑに上席の人と主人と、相近いて禮を爲すものなり、

(問) 日本の從來の禮には、自分が尊ぶべき人が下に居るのに或は二階の窓から覗き、又は途中に逢ひても、少も高い所に居て禮をするのは、失敬としてありました、然るを西洋の方では、國王が市中を通るのに、三階の上から「ハンケチ」を振りて萬歳を唱ふるなど、夫も皆禮に

なりて居ります、其高きに居て失敬としたのを、又高き所から禮をするのを構はぬといふ所の理由を承りた

い、
〔答〕 今問へる、如き所の禮へ、や、萬事の進み行きて後の事をたもはざれば、突然として今日の人の度に合わせて答へがたし、あかし日本今日の度は、日本上古の活潑なりと度よりは、はなはだ縮まり居て、中古漢籍をよみて、學問とのみなとたる其餘波によりて、度を低くし、或は事を縮めて遂に盛大をなさんとするものは、奢侈の風となして、衣食住其度を高くするは、國家に忠節なりとは思はざる有様の如く成り來り、なり、故に今

家を宏壯にし、衣服の其度を高くし、飲食饗宴の禮も、或は質素を尊ぶなどといふ一つのさまだけある場合に、は、必ず其尊敬すべき道理を皆行はんとすれば、身を卑くとし、高きに居て遙に敬禮を行ふは、必ずあるまじきことをする如き景況である、併しながら、我が國の至尊が、若し各國へ巡らせられて、各國の國王と輦を同トうして、彼の繁華なる市街を巡らせらるゝ時には、彼の繁華なる市街の人民は、其國王の萬福を賀志、其賓客なる我が天子をも合せて賀するの盛なる景況は、其地に居り、或は高き丘の上より、又二階三階四階五階の上よりも、悦びを表することあるべし、其悦びを表するは、必ず誠

の心を表することかれは、彼國王も我が至尊も、たゞに之を悦びて爲し得させらるゝことであらうと考ふる、若し此地へ各國の帝王の來りたるときは、我が至尊も彼の地に於て、萬民の歡迎したる有様を表するより盛にしてなりとも、彼の來賓を悦ばしめ、我が至尊の精神我が國民の精神をあらはすは、これ至尊の悦びたまふ譯である、斯の如き時の場合に至るときは、從來低きに居て敬する如き小禮を捨て、其地に居餘し、其高きにも登り、其地の建築の有様が、今日よりハ數層の度を進めたる場合なれば、人の心の度も必ず高く大いにしては、各國に於てある有様よりも優りたる如くならん

する人情起る、其人情より之を行ふときは、至尊も其心を悦ばせたまひて、何ぞ從來の如く、低きに移して敬するは不敬に當るなど、いふ論は、世に稱すべき場合でない、其場合に至りては、決して不敬を行ふにはあらず、敬禮の盛なることを行ふといふ譯である、今日より突然此事をなして宜しきや否やといふことは、今論するは無用のことを將來を思へば右述ふる如くなるを以て、すなはち盛なる禮となすべきものと思ひます、之につき、今一つ述べざるを得ざることあり、人の度の低くして、小なるハ、全く漢土の學問の妨ぐる所にして、今日の王政の復古を、神武の創業を基と、將來進歩を計

りたまふの意を以てせざれば、未だ不_ふ充分_{じゆうぶん}なる天下_{てんか}の
 形_{けい}況_{きやう}といはざるを得ず、それは恐_{おそ}れながら至尊_{しそん}を敬_{けい}す
 る場合_{ばあひ}も、甚_{おほ}だ敬_{けい}と得_えざる如_{ごと}き有_あり様_{さま}である、其_{その}譯_{わけ}は教_{きやう}育_{いく}
 上_{じやう}よりとて、至尊_{しそん}を敬_{けい}と愛_{あい}し奉_{たご}らとむるにも、御_ご尊_{そん}容_{りやう}を
 拜_{はい}せとむるが當_{あた}然_{ぜん}のことならば、尊_{そん}名_{めい}をとて其_{その}御_ご姿_{すがた}を
 敬_{けい}禮_{らい}する如_{ごと}く、覺_{おぼ}え得_えせとめざればかなはず、然_{しか}るに唯_{ただ}
 御_ご尊_{そん}容_{りやう}のみを拜_{はい}せとむる如_{ごと}き有_あり様_{さま}である、斯_{かく}の如_{ごと}き有_あ
 様_{さま}故_{ゆゑ}に、至尊_{しそん}を愛_{あい}し敬_{けい}するといふ場合_{ばあひ}を未_{いま}だ知_しらず、夫_{それ}
 故_{ゆゑ}に若_{ごと}しこゝに至尊_{しそん}微_い行_{かう}とて、民_{みん}間_{かん}の形_{けい}況_{きやう}を叡_{えい}覽_{らん}ある
 如_{ごと}き有_あり様_{さま}あらば、衆_{しゆ}人_{じん}かたじけなしとは思_{おも}はずとて、意_い
 外_{がい}なる御_ご有_あり様_{さま}かと評_{へう}する如_{ごと}き情_{じやう}あるなり、これ等_ら禮_{らい}の

本_{ほん}体_{たい}を行_いはんとすれば、常_{つね}に思_{おも}ひおくを得_えざればかな
 はざることである、こゝには前_{ぜん}段_{だん}の問_{もん}に應_{おう}じながら、附_つ
 けて之_{これ}を述_のべられます

問_{もん} 舞_ま踏_た會_{かい}といふものゝ前_{まえ}に御_ご述_のべになつた、禮_{らい}には、
 樂_がが添_そへねばならぬといふ御_ご説_{せつ}に依_よりますれば、賓_{ひん}客_{かく}
 をして樂_がとまじむる所_{ところ}のものでありて、其_{その}樂_がとまじむ
 るを以_{もつ}て、禮_{らい}の一_{いち}部_ぶ分_{ぶん}にするだけに止_とまるものであり
 ますか、尙_{なほ}外_{ほか}に舞_ま踏_た會_{かい}の效_{かう}能_{のう}があることでもりますか、
 (答_{こたへ}) 舞_ま踏_た會_{かい}の問_{もん}は、如_{ごと}何_{いか}にも、今_{こん}日_{じつ}人_{にん}の辨_わけ
 に尤_{もつと}なる譯_{わけ}でありますが、前_{まえ}に述_のぶる如_{ごと}く音_{おん}樂_{がく}に添_そへ
 て樂_{がく}しみの度_どを高_{たか}くすると一_{いち}様_{やう}のこととて、其_{その}音_{おん}樂_{がく}に長_{なが}

じたる技藝人のみに之を行はしめて、みづから行はず
 して樂むは、未だ樂みみの本体を得ざる道理、其場に
 臨める人は、各手の舞ひ足の踏む所、心に快き餘りをな
 し其快き餘りを行ふにも、おのづから其度正しからざ
 れば、其意を表し、其意を樂むに充分なること能はず
 それゆゑに參會する人、其度を了知して互に手を取り
 互に身を動かして、遊び樂むは至當といふべし、日本
 古來の人も、身に樂を爲さしめて樂しむには、必ず各
 自ら音樂をなして樂しむたり、其事を本とすれば、
 今日彼會を催して數人互に樂むみの心を充分ならし
 むるは、かの日本將來に對する進歩の一かと思ひ、之を

張るは日本の道として宜しきものであります、
 今日君の問ふ所に任せて、禮の一端を述べました、固
 より日本に禮あるの國、將來禮を盛にするの目的を正
 しくせざれば、かなはざることであり、ますから前年鍋
 島直大氏と謀りて、整禮會といふ會を起し、たまはした
 が、未だ充分ならざるを知りて、中止の姿をなすべく、こ
 とであります、が、追々この整禮會にハ順序を立て、試
 みたきことあり、幸に問に應じて、今日禮の一端を述べ
 たことであります

明治廿七年四月
明治廿七年四月
日發行



定價金五錢

編輯者 野村傳四郎

南豐島郡淀橋町
百八十五番地

印刷者兼

八尾新助

東京市神田區
錦町三丁目八番地

發賣所

八尾書店

東京市神田區
表神保町一番地

版權所有

陸軍大將大勳位彰仁親王殿下題辭
故左近衛權少將松平定信朝臣著述

江間政發編輯

樂翁公遺書

全三冊

製本出來

●上卷 正價金七十五錢郵稅 中卷 正價金五十錢郵稅金 下卷 正價金五十錢郵稅金
十六錢 ●紙數七百頁 十錢 ●紙數五百頁 十錢 ●紙數五百頁

松平定信公ハ空前絶後ノ大經倫家ニシテ博學達識其治教ノ國家ニ補益アル精
徳川氏三百年ノ知ル所ナリ本書ハ公カ遺著中特ニ精

粹ナルモノ三十八種ヲ蒐集セルモノニシテ或ハ痛沈剴切ナル大經世論アリ風韻飄逸ナル雅文アリ朴實懇

篤ナル脩身訓アリ全篇皆金玉ニシテ熟讀反省セハ藥石トナリ鍼砭トナリ世ヲ警メ人

風流ニ樂ムノ士ハ一本ヲ取テ此言ノ盡サル所ヲ知ラレヨ

發行所

東京市神田區表
神保町一番地

官報販賣所

八尾新助

